

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労政・能力開発課)
- ◇規 則 鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(〃)
- ◇告 示 土地改良区の役員就退任(農村整備課)
- 土地改良区の役員住所の変更(〃)
- 県営土地改良事業計画の変更(二件)(〃)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 建築基準法による道路の位置の指定(建築課)
- 危険物取扱作業の保安に関する講習の実施(消防防災課)
- ◇公 告 毒物劇物取扱者試験の実施(衛生課)
- 理容師試験等の平成四年度第二回実地試験の実施(〃)
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗における意見の聴取(商工指導課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一 訓練手当の支給対象者の範囲の拡大(第三条関係)

訓練手当の支給対象者に精神分裂病、そううつ病又はてんかんにかかっている者で症状が安定し就労が可能な状態にあるもののうち、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定され、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受けている者を新たに加えることとした。

二 基本手当の日額等の引上げ(第四条、第六条関係)

1 基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
二十歳以上 鳥取市の地域に居住する者	三、〇八〇円	三、五六〇円
二十歳以上 鳥取市の地域以外に居住する者	三、〇八〇円	三、一八〇円
二十歳未満の者	三、〇八〇円	三、一八〇円

2 通所手当の支給限度額を四万二千五百円(現行三万二千五

百円)に引き上げることとした。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 二は、平成四年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

一 職業訓練受講資金の額を月額一万七千円(現行月額一万六千五百円)に引き上げることとした。(第五条関係)

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十六号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十三号を削り、同項第十二号中「(昭和五十六年法律第七十二号)」を「(昭和五十六年法律第七十二号。以下「本四連絡橋特別措置法」という。)」に改め、同項中同号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「(昭和四十七年九月二十九日から昭和五十七年四月五日までの引揚者については、昭和五十七年四月六日)」を削り、同項中同号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)第一条に規定する障害者で症状が安定し就労が可能な状態にあるもののうち、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの

第三条第一項中第十四号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第二条第一項第四号に規定する行為を行う事業の事業主であつて、本四連絡橋特別措置法第二条第一号に規定する本州四国連絡橋の供用に伴い当該事業に係る事業規模若しくは事業活動の縮小又は当該事業の廃止(以下「

事業規模の縮小等」という。)を余儀なくされたもの(当該事業規模の縮小等の実施について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に限る。)に雇用されていた労働者で、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたものうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

第三条第三項を削る。

第四条第二項第一号中「三千四百五十円」を「三千五百六十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「三千八十円」を「三千百八十円」に改める。

第六条第三項中「次に掲げる訓練科」を「昭和五十年労働省告示第二十四号(雇用対策法施行規則の規定に基づき労働大臣が定める職種を定める等の件)に規定する職種」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「三万二千五百円」を「四万二千五百円」に改め、同条第八項第二号中「通所二十五回分」を「二十五回の範囲内で知事が別に定める通所回数分」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第二項及び第三項並びに第六条第六項の規定は、平成四年四月一日から適用する。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて平成四年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十七号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万六千五百円」を「一万七千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 中谷俊義 八頭郡佐治村大字高山九八

鍵本順一 八頭郡佐治村大字刈地二七〇

岡村末廣 八頭郡佐治村大字眷谷一二五

山根兵太郎 八頭郡佐治村大字大井二〇一

森下義正 八頭郡佐治村大字森坪三〇一

西尾憲一 八頭郡佐治村大字加瀬木一三三四

中谷禎治 八頭郡佐治村大字高山五六

中島早夫 八頭郡佐治村大字古市一八六一

西尾幸一郎 八頭郡佐治村大字津無四七一

谷口賢一 八頭郡佐治村大字津野三六五

前田一男 八頭郡佐治村大字津無一〇九

森田晃憲 八頭郡佐治村大字大井六〇六一

谷本善太郎 八頭郡佐治村大字森坪四一

藤岡重勝 八頭郡佐治村大字葛谷一三七一二

監事 長谷英俊 八頭郡佐治村大字古市一六五

谷口克利 八頭郡佐治村大字津野二四四

下石讓 八頭郡佐治村大字畑二三八

平成四年八月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 中谷俊義 八頭郡佐治村大字高山九八

谷口賢一 八頭郡佐治村大字津野三六五

鍵本順一 八頭郡佐治村大字刈地二七〇

西尾憲一 八頭郡佐治村大字加瀬木一三三四

西尾幸一郎 八頭郡佐治村大字津無四七一

山本達夫 八頭郡佐治村大字加茂六七五

谷本善太郎 八頭郡佐治村大字森坪四一

森田晃憲 八頭郡佐治村大字大井六〇六一

中島早夫 八頭郡佐治村大字古市一八六一

藤岡重勝 八頭郡佐治村大字葛谷一三七一二

岡村末廣 八頭郡佐治村大字眷谷一二五

中谷禎治 八頭郡佐治村大字高山五六

前田一男 八頭郡佐治村大字津無一〇九

山根兵太郎 八頭郡佐治村大字大井二〇一

竹村美好 八頭郡佐治村大字森坪二七〇一一

監事 長谷英俊 八頭郡佐治村大字古市一六五

谷口克利 八頭郡佐治村大字津野二四四

下石讓 八頭郡佐治村大字畑二三八

平成四年八月三十一日就任 任期三年

鳥取県告示第七百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の

届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理 事	山 崎 信 夫	変更前	東伯郡大栄町大字島六九八
		変更後	東伯郡大栄町大字島七二三―一
理 事	石 川 昌 美	変更前	倉吉市尾原三一〇
		変更後	倉吉市尾原三一〇―一

鳥取県告示第七百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合土地改良事業大栄地区農道整備、区画整理及び農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十月五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に申し立てること。

鳥取県告示第七百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合土地改良事業大栄Ⅱ期地区農道整備、区画整理、農業用排水及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十月五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百九十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

郡家町

二 事業の種類

郡家町立中央中学校整備（郡家町学校給食共同調理場改築及び学校食堂新築）工事

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡郡家町大字郡家字上土居下分地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所
郡家町役場

鳥取県告示第七百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を平成四年九月二十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十條の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成四年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 東伯郡三朝町大字大瀬 九九一―五	道路の位置の指定場所 倉吉市鴨河内字大境 一七五四―二及び一	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇〇メートル
-----------------------------------	--------------------------------------	--------------------------

有限会社 吉田工務店 代表取締役 吉田公博	〒741-1301 一節	環 境 中 心 〒741-5111 一節
--------------------------	--------------	-------------------------

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成4年10月2日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

- 1 受講対象者
危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所において危険物の取扱作業に従事している者
- 2 講習の日時及び場所
 - (1) 平成4年11月5日（木） 午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 - (2) 平成4年11月9日（月） 午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 - (3) 平成4年11月10日（火） 午前10時から午後3時まで
倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
 - (4) 平成4年11月11日（水） 午前10時から午後3時まで

米子市荒町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

(5) 平成4年11月12日（木） 午前10時から午後3時まで

境港市上道町1580 境港市民会館大会議室

3 受講手続

(1) 受講申請書

県内の各消防署、各市町村役場及び鳥取県総務部消防防災課に備え付けてある所定の申請書によること。

(2) 受講申請書の受付期間

平成4年10月5日（月）から同月20日（火）まで（郵送による場合は、平成4年10月20日（火）までの消印のあるものに限りに受け付ける。）

4 受講手数料及びその納付方法

(1) 受講手数料 4,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

5 受講申請書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7064）

6 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規

定する毒物劇物取扱者試験を、次のとおり実施する。

平成4年10月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 期日及び場所

平成4年12月3日(木) 午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品
目毒物劇物取扱者試験

3 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及
び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)別表第1に掲げ
る毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別
表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。)の性質及び貯蔵その他取
扱いの方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

4 受験手続

受験希望者は、所定の受験願書に次の書類を添えて、住所地を管轄す

る保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦
の長さ4.0センチメートル、横の長さ4.0センチメートルのもので、そ
の裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)1枚

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 6,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付け
ること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の提出期限

平成4年10月30日(金)まで

雑 報

理容師法(昭和22年法律第284号)第3条第1項の規定による理容師試
験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容
師試験の平成4年度第2回実地試験を次のとおり実施する。

平成4年10月2日

財団法人理容師、美容師試験センター理事長 柳 孝 吉

1 試験期日 平成4年12月14日(月)

2 試験会場 鳥取市南吉方1丁目11-3

鳥取県理容美容高等専修学校

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

(2) 受験願書受付期間

平成4年11月16日（月）から同年11月20日（金）までの日の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、11月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(3) 受験手数料

9,000円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間

平成4年10月7日（水）から同年11月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 問合せ先

〒680 鳥取市弥生町302-2

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

（電話0857-29-6086）

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成4年10月16日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成4年10月2日

鳥取県大規模小売店舗審議会長 田 中 肇 篤

○ 法第9条第1項及び第2項の届出に係るもの

(1) 届出者の名称及び住所

株式会社ユニサン 米子市安部103-1

(2) 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ユニサン 錦海店米子市錦海町一丁目10-4

(3) 閉店時刻 午後9時

(4) 休業日数 年間15日